

(参考2)

食品に関するリスクコミュニケーション-米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案に関する意見交換会の概要について

1. 開催日 平成17年11月14日(札幌)、15日(大阪)、16日(仙台)、17日(福岡)、18日(広島)、21日(名古屋)、22日(東京)

2. 参加人数:905人

3. 御意見・情報の概要及びそれに対する回答

番号	意見	回答
1	リスクの同等性についての評価は困難だが、輸出プログラムが遵守されればリスクの差は小さいという結論はわかりにくい。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。
2	同等性についての評価が困難ならば、輸出プログラムが遵守されればリスクの差は小さいという点は付帯事項とすべき。	
3	評価書の内容が難解である。特に結論部分の解釈が難しい。	
4	国際的な管理月齢となっている30ヶ月齢の牛由来の食肉、内臓の安全性を評価すべき。	今回の審議結果案は、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(①20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等であること、②全ての牛からSRMを除去することなど)により管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行った結果を取りまとめたものです。
5	検査月齢、SRM除去などのリスク管理措置は、国際的に整合のとれたものとして欲しい。	この日本向け輸出プログラムの条件は、リスク管理機関と米国・カナダ政府との協議により提案されたものです。国際基準に基づき輸入再開すべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
6	侵入リスクについて、英国以外の欧州産牛のリスクを英国産の1/100とするのは、不適切である。	審議結果案にも、引用文献として記載されている、欧州科学運営委員会の報告に基づき、検討を行っていますこの報告書の中で英国以外の欧州産生体牛の侵入リスクを英国産の1/100としており、欧州においてこれまでに得られたBSEに関する疫学データに基づくものとされています。
7	侵入リスク、暴露リスクの我が国と米国、カナダの対比について、計算根拠を明示すべき。	侵入リスクについては、英国等から米国・カナダ及び日本に輸入された牛の頭数、肉骨粉、動物性油脂の頭数及び量を比較して算出しました。暴露・増幅リスクについては、日本(完全飼料規制による牛のBSE汚染率の急速な低減効果)と米国及びカナダ(交差汚染防止を含まない飼料規制によるBSE汚染率のゆるやかな低減効果)のリスクを比較して算出しました。

8	牛由来肉骨粉の豚、鶏への給与が禁止されていないなど飼料規制が不十分な米国、カナダでは交差汚染のリスクが大きいのではないかと。	ご指摘の点については、プリオン専門調査会でも議論を行い、審議結果案では、「BSE牛の暴露・増幅リスクについては飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、米国およびカナダではSRMを利用していることと飼料の交差汚染防止が完全ではない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられる。こうした点を考慮すると、米国、カナダの汚染は、楽観的には我が国と同等、悲観的には10倍(7×1.5)程度高い可能性が考えられる。」と記述しました。
9	米国におけるCWDの蔓延、鶏糞の飼料給与によるリスクについて、もっと調査審議すべき。	シカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案に記載されています。その中で、CWDが米国・カナダのBSE汚染に寄与している証拠は得られていないが、CWDがBSEの原因となりうるかどうかなどについて結論づける段階には至っていないと記載されています。こうした議論の結果を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。なお、今後ともCWDを含め、BSEに関する情報収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には必要な検討を行うこととしております。また、御指摘のように、米国においては鶏や養鶏残渣や鶏糞を牛に与えることは禁止されておらず、このため、養鶏残渣や鶏糞が牛に与えらると、その中に牛の肉骨粉が入った飼料が混入している可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行い、その結果、審議結果案においては、養鶏残渣や鶏糞によるBSEリスクについて記載しています。
10	BSEプリオンの感染価の99%以上がSRMにあるというが、それ以外にもあるならば、SRM除去を持って安全とはいえないのではないかと。	今回のリスク評価は、SRM除去だけでなく、米国・カナダの国内対策及び日本向け輸出プログラムによって管理された牛肉等について、総合的にリスク評価を行い、審議結果案を取りまとめた。なお、プリオン専門調査会では、BSE発症牛におけるBSEプリオンの99%以上がSRMに存在していること、筋肉等SRM以外の部位におけるBSEプリオンの存在の可能性やBSEプリオン量についても議論を行いました。
11	生理学的成熟度と月齢の関係については、詳細な検討が加えられるべき。A40であれば20ヶ月齢以下という根拠は乏しいのではないかと。	日本向け輸出プログラムに基づく月齢判別法は大きく分けると、出生記録によって確認する方法と米国において枝肉の格付けによる確認方法があります。枝肉の格付け(A40)による月齢判別方法に関する日米の専門家による検討会によれば、A40を用いた月齢確認では、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA40以下と評価される可能性は、統計学的に99%の信頼度で0.95～1.92%以下とされています。この評価結果に基づき、プリオン専門調査会で検討した結果、月齢判別法としてA40を用いた場合、A40と判定された牛群に21ヶ月齢以上のBSE感染牛が混入する可能性は約40～20年に1回程度とされています。以上のように、A40を用いた月齢判別法に関する検証も含めて今般の審議結果案を取りまとめたところです。
12	と畜前検査について、計算上、米国、カナダでは1頭あたり12秒で、日本では80秒となることをもって、長い方がよいというような印象を与えるのは不適切である。	と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要なところと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たり要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。
13	そもそも米国、カナダでの規制遵守に不安があるので、輸出プログラムの遵守を前提とした評価は成り立たないのではないかと。	今般取りまとめた審議結果案での結論では、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。」と記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。
14	輸出プログラムの遵守のための手続きに、我が国が主体的に関与できるような具体的な方策を評価書の中で示すべき。	
15	米国・カナダ産牛肉等の安全性については、飼料規制やSRM除去の遵守状況、骨肉の成熟度による月齢判別などの点で未だ不安があるので、輸入再開には反対である。	

16	米国・カナダ産牛肉の輸入再開によって、折角回復した消費者の牛肉に対する信頼が損なわれる懸念がある。国は、国内でのBSE発生後、全頭検査、トレーサビリティなどの努力によって、牛肉への信頼が回復したことに留意すべき。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することになります。今般、とりまとめた審議結果案には、「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理措置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合される場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要である。」と記述されています。寄せられたご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
17	輸入を再開した場合でも輸出プログラムの遵守が不十分な場合は、輸入を再中止すべき。	
18	現地での査察は十分にいき、結果については公表して欲しい。	審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
19	国内対策の際には、飼料規制、SRM除去及び検査でもって安全性が確保されるとしたのに、米国・カナダ産牛肉については、20ヶ月齢以下であれば飼料規制も検査も要らないというのは矛盾ではないか。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、米国・カナダの国内対策及び日本向け輸出プログラムによって管理された牛肉等について、飼料規制、SRM除去、BSE検査を含め、BSEリスクに関連する評価項目について分析・検証を行った上で、総合的にリスク評価を行い、審議結果案をとりまとめました。なお、リスク評価の過程で問題となった①SRM除去について、せき髄除去の監視体制の強化、②健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性、③SRM利用の禁止を結論の付帯事項として記載し、米国・カナダ政府へ要望を行いました。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。
20	我が国には生産履歴の記録やBSE検査などの義務があるのに対し、米国、カナダでは義務となっていない。輸入再開するのであれば条件を同じにして欲しい。	
21	米国、カナダにおけるBSEリスクのみでなく、日本向け牛肉等によるvCJDのリスクの評価に重点を置くべき。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価について、vCJDリスクの評価が不十分との御指摘ですが、既にvCJD患者発生数の予測等については、昨年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」の中で記載されているところであり、今回のリスク評価においては、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理される牛肉等と日本産牛肉等のリスクレベルの同等性について検討を行うことで十分と考えております。
22	米国、カナダにも全頭検査を求めるべき。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から調査審議を行い、米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について、今般、審議結果案をとりまとめたところです。
23	米国、カナダに対して、サーベイランス、飼料規制、SRM除去を充実、徹底すべき旨申し入れるべき。	今後、食品健康影響評価(リスク評価)の結果を踏まえ、リスク管理機関において米国・カナダ産牛肉及び牛の内臓についての輸入の可否を判断することになります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
24	全頭検査は牛肉の安全性への信頼に不可欠なので継続すべき。	日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の繰り上げがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされました。リスク管理機関はこの答申を受けてBSE検査月齢の見直しを行い、BSE検査の対象月齢を0ヵ月齢以上から21ヵ月齢以上としました。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
25	全頭検査は安全性を担保するものではないことをもっと国民に説明すべき。	

26	輸入を再開するのであれば、輸出プログラムの内容や査察などの担保方法について国民によく説明してからにして欲しい。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
27	商品の選択は消費者に任せるべき。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、今般、審議結果案を取りまとめたところです。御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。
28	輸入を再開するのであれば、消費者の選択を可能とするため、米国・カナダ産牛肉・内臓が入っているもの全てについて原産地表示義務を課するべき。	今後、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今回のリスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が判断することになります。御指摘の表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
29	リスクの差は小さいということが明らかになったのだから、早く輸入再開をして欲しい。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
30	調査審議に時間がかかりすぎた。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果、今回の審議結果案が取りまとめたところです。プリオン病は、従来の感染症とは異なり、科学的に不明な点も多く、調査・審議は慎重にならざるを得ませんでした。また、審議に必要なデータ及び米国・カナダにおける管理体制に関する情報収集のために相応の時間が必要でした。
31	もっと時間をかけて慎重に調査審議すべきだった。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。
32	米国、カナダからの政治的、経済的圧力に負けた評価結果となったのではないか。	ご指摘の政治的、経済的圧力に負けたのご指摘については、食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたもので、そのようなことはありません。
33	BSEやvCJD、プリオンの研究の進捗状況を明らかにして欲しい。	今回の審議結果案は、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行ったものです。今後とも、食品安全委員会プリオン専門調査会では、BSE、vCJDを含むプリオン病の研究によって得られた最新のデータ、技術革新等の知見に基づき、食品健康影響評価を行ってまいります。なお、寄せられたご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
34	日本人はvCJDを発生しやすいとされる遺伝子組成をもっている人が多いので、安全対策は万全を期すべき。	今回の米国・カナダ産牛肉等のリスク評価は、リスク管理機関からの諮問を受けて、米国及びカナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された牛肉等について、人への暴露リスクとして食肉へのBSEプリオンの汚染の程度を指標に日本産牛肉等と比較を行ったものです。汚染の程度からvCJD患者がどれくらい発生するかといった予測を行ったものではありません。なお、ご指摘の点については、平成16年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」の中で記述されており、プリオン専門調査会はこの点を十分理解した上で特に記載する必要がないと判断し、今般の審議結果案を取りまとめたところです。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。

35	米国、カナダでは行われていないピッシングについては、我が国でも早急に中止して欲しい。	日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リスク管理機関ではピッシングを実施していない施設の事例集を作成するなど、ピッシングの中止に向けた取組等を行っているところであると認識しています。また、今回の審議結果案においても、御指摘のありました、ピッシングの実施状況等についても、米国・カナダ及び日本の規制やその遵守状況について比較検討を行い、日本ではピッシングを実施していることなど審議結果案に記載しており、今後、リスク管理機関によるさらなる取組の推進が図られるものと理解しております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
36	提出された意見・情報(パブリックコメント)や意見交換会での意見等がどのように反映されるのか明らかにすべき。	意見・情報の募集に寄せられた意見・情報や11月14日から22日まで、全国主要7都市において開催した審議結果案に関する意見交換会で頂戴した意見・情報については、プリオン専門調査会として真摯に受け止め、リスク評価に有用な科学的知見等を内容とするものについては、それらを踏まえて審議結果案の検討を実施させて頂きます。今後とも、食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じて、情報提供に努め、国民の皆様方のご理解をより深めて頂けるよう、努力してまいります。
37	食品のリスクやリスク分析の考え方についてもっと説明すべき。	米国・カナダ産牛肉等に係る評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、充分な資料が得られにくいなどを考慮すると定量的な評価は困難であることが考えられるので、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討しました。米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされました。結果として、国民にわかりやすいとは言えない説明になった点については、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施した際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。

注)寄せられたご意見・情報については、総論的なもの、個別事項に関するものの順に、なるべく関連したものを並べるよう整理しました。同様のご意見・情報については整理のうえとりまとめているため、項目によっては、多数の同様のご意見・情報が寄せられているものもあります。ただし、同様の趣旨のご意見・情報であっても、それらの趣旨を踏まえ、回答案を分けてお答えしたのものもあります。